

# 第 6 卷

## 目 次

### エッセイ

世界は動き出した

小川晴久

### セミナー報告

北朝鮮の国際人権規約脱退の法的

効果 池 奉道

### 討論要旨

張福熙 / 李園熊 / 全東殷

### 証言

北朝鮮強制労働収容所の子供たち

姜哲煥

### 資料

国連人権小委の対北朝鮮決議と関

## 連論文書

### 活動記録

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る  
会の活動

北韓同胞の生命と人権を守る市民  
連合の活動

エッセイ 世界は動きだした

小川 晴久（守る会共同代表）

ついに国連人権委が、北朝鮮当局に対して人権の改善を促す決議文を採択した。待ちに待った決議であった。この決議を国連人権委

の韓国に高め、少しでも成果をあげて12月10日（世界人権宣言50周年）を迎えよう

昨年の夏8月8日からの2週間は、北朝鮮人権改善運動史上画期的で感動的な日々であった。全く予期しないニュースがソウルの姉妹団体「市民連合」から8月12日に飛び込んできたのである。8月8日ジュネーブの国連人権小委員会で、アメリカ人とフランス人の二人の専門委員が北朝鮮の山の中の収容所の問題を取り上げ、訴えたというのである。

8月12日の夜7時過ぎ、まず当日

の朝鮮日報の社説がFAXで届いた。一時間後に前日の東亜日報と文化日報の社説が届いた。いずれもその出来事を画期的と評価した立派な社説であった。ただし、まだこの時は二人の専門委員デイヴィッド・ヴァイスプロートさん（米）とルイ・ジョアネさん（仏）がこの問題を取り上げたというだけの段階であった。

しかし、それだけでもビッグニュースであり、私たちを狂喜させるものであった。韓国の新聞が一斉に社説で取り上げる位に。ついで15日に決議案が上程されたとい

うニュースが届いた。決議案の骨子と共に可決はほぼ間違いないという観測を伴って。韓国の新聞は同時に、国連人権小委員会が各国代表ではない26人の専門委員から構成される組織であること、委員は少ないが沢山のオブザーバーが見守り、総勢三百人余に及ぶ巨大な委員会であることも解説してくれた。

そして、ついに決議が採択されたというニュースが8月22日に届いた。北朝鮮側の恫喝〔決議が採択されたら国際人権規約（B規約＝自由権規約）から脱退するとい

う)にもめげず、それを乗り越えたというドラマを伴って。ついで市民連合の努力で決議の全文がオリジナル(仏文)で届いた。共同通信の友人を介して英文を入手し、英文を翻訳して決議の全容を把握した。当初の決議案にはなかった食糧支援の呼びかけが四項目につけ加わっていたが、北朝鮮の山の中に子供を含む沢山の人にとらわれている政治犯収容所があること、北朝鮮当局は人権報告書を至急提出すること、世界は北朝鮮の人権状況にもっと関心を示し、北朝鮮民衆を孤立の中にこれ以上

放置してはいけないこと、の三点を骨子とするもので、簡潔ではあるが立派な決議であった。

後で分かったことであるが、今回の出来事は全く自然発生的なものであり、韓国政府はロビー活動を一切しなかったという。また決議案が上程されたことも予想外のことだったという。とすれば北朝鮮当局にとっても同じであろう。13対9対3（賛成13、反対9、棄権3）という評決を、私は最初僅差と受け取ったが、北朝鮮の最後の恫喝にも屈しなかった票差とみると、意外としっかりした専門委

員たちの判断であったとみるべき  
だろう。

国連を過大視してはいけないと  
いう声もある。しかし、私は心  
から嬉しいのである。世界はつい  
に動き出したのだから。その理由  
を二つあげよう。

一つは、世界の人権を愛する声  
への信頼である。私たちが課題と  
しながら果たしていなかったこと  
を、世界の人権を愛する人々が私  
たちの祈りにも似た願いに応え  
て、それを果たしてくれたこと  
である。

北朝鮮帰国者の生命と人権を守

る会が生まれて3年9ヵ月がたつが、ジュネーブの国連人権委員会に訴えることは当初からの課題の一つであった。しかし日本国内で訴えることに追われたのと、私たちに実行力がなかったためにそれを果たせないまま三年目に入った。

ただ、昨年5月姉妹組織ともいえる市民組織（北韓同胞の生命と人権を守る市民連合）が韓国に誕生し、私たち守る会と共同で『生命と人権』誌を発行し、英語版で北朝鮮の地獄のような政治犯収容所の存在と実態を世界にアッピ-

ルするようになったのが、私たちの精一杯の実践であり、慰めであった。だからこの夏のジュネーブの国連人権小委員会で北朝鮮に人権状況の改善を求める決議が採択されたことは、とってもうれしい出来事であった。待ちに待ったことが実現したのである。世界は動き出したのだ。

二つ目は、今回の決議採択の立て役者の一人ヴァイスブロートさんが、今日まで出されている北朝鮮人権報告書の中でも白眉の、あのミネソタ弁護士会とアジアウォッチ共編の『北朝鮮の人権』

( 1988 年 12 月 刊 ) の 中 心 メ ン バ ー  
の 一 人 で あ っ た と い う 発 見 で あ  
る 。 韓 国 の 新 聞 は 氏 が ミ ネ ソ タ 大  
学 の 法 律 の 教 授 で あ る と 伝 え た 。  
思 い 出 さ れ る の は 、 こ の 人 権 報 告  
書 は 約 9 年 の 年 月 を か け て の 調 査  
の 上 に 、 成 り 立 つ 綿 密 な も の で あ  
る が 、 そ の き か っ け は 1979 年 に ア  
ム ネ ス テ イ 本 部 が 発 行 し た ア リ ・  
ラ メ ダ の 手 記 ( 本 誌 創 刊 号 に 収  
録 ) に 基 づ く と い う 経 緯 で あ る 。

世 界 が 北 朝 鮮 の 政 治 犯 収 容 所 の  
存 在 を 初 め て 知 っ た の は 、 ア リ ・  
ラ メ ダ の 手 記 ( 英 文 ) で あ っ た 。  
こ れ を き っ か け と し て ミ ネ ソ タ 弁

護士会国際人権委員会とアジアウォッチが共同で調査を始め、9年後に前記の立派な報告書を提出した。それから数年を経て、その立て役者の一人が国連人権小委員会の26人の専門委員の一人となり、9年後の今夏、ついに国連人権小委員会での決議の採択に至ったのである。アリ・ラメダは2年前に他界したというから、私たちと歡びを共にすることはできないが、今回の決議に際して、彼の受難と貢獻が想起されなければならない。同時に同じ犠牲者フランスの世界的 коммуニスト、ジャック・

セディヨのことも（本誌創刊号のラメダの手記参照）。

奇しくも今回の決議採択の牽引車となったのはアメリカ人とフランス人であった。フランス人ルイ・ジョアネさんは人権派の判事であるという。世界人権宣言は、アメリカの人権宣言とフランスの人権宣言の上に成り立つ。この伝統は今回の二人の立て役者の中に生きていた。今年是世界人権宣言50周年である。私たちは昨年8月の国連人権小委員会の決議を、今年3月の国連人権委員会の決議・勧告に高め、それを二まわりも三

まわりも大きな世界の声にして北朝鮮の人権状況の改善につなげ、50周年を迎えたいと思う。世界で今日世界人権宣言がもっとも踏みにじられている国は北朝鮮である。この状況を是正・改善することなくして今年の12月10日を迎えるとしたら、世界人権宣言そのものに恥ずかしいと言わなければならない。

## セミナー報告

以下は1997年11月25日、社団法人北韓同胞の生命と人権を守る市民連合が主催したセミ

ナーの主題論文及び討論要旨である。

## 北朝鮮の国際人権規約脱退の法的効果

池 奉 道 (明知大法学科講師)

・序論 最近国連人権小委員会  
は北朝鮮に対し、北朝鮮内部で人  
権に関し持続的で明白な侵害が引  
き起こされているという委員たち  
の主張に従い、1997年8月15日北  
朝鮮の人権改善を促す対北共同決  
議案を共同発議し、同年8月21日  
北朝鮮当局に対し、これを公式に

要求する決議案（１）を採択した。

北朝鮮はこれに対する不満で同年8月25日「市民的及び政治的権利に関する国際規約」以下「国際人権規約」と称する）から脱退する事を宣言すると同時に、同規約の批准及び加入に関する一切の事項は国連事務総長に寄託しなければならないという規定（２）に従い寄託者である国連事務総長に脱退公翰を公式に発送した。

北朝鮮は1981年9月14日、国際人権規約に加入し、1991年9月17日に国連に正式加入した。（１）E

/ CN . 4Sub . 2 / 1997L . 13 ( 2 )

## 国際人権規約第48条

本研究は北朝鮮の国際人権規約からの脱退行為は国際法違反行為を構成するという法論理を一般国際法的側面と条約法条約の側面などの実定国際法を中心に考察し、その解決案と対北制裁に関する法的論理を構成してみようというものである。

以下国際人権委員会の構成体制を考察し、国際人権委員会の対北決議内容とこれに対する北朝鮮の国際人権規約の脱退宣言内容を把

握したのち、これを基礎として国際法上、条約脱退の適法性理論を論及し、北朝鮮の国際人権規約からの脱退が国際法違反行為に該当するという法理論を展開すると同時に、脱退に対する解決方法とその解決がかなわない場合、北朝鮮に対する制裁方法を想定し、結論に至ろうと思う。

#### ・ 国際人権委員会の構成

人権改善のため国際体制はおもに国連を中心（3）に構成されているが、その他に多者条約による国際的人権保障制度として国際人権規約がある。

一般的に「人権委員会」と言うとき、これは国連憲章上の「人権委員会」と国際人権規約上の「人権委員会」に区分される。1. 国連憲章上の「人権委員会」

国連憲章上の「人権委員会」は国連の六つの主要機関である総会・安全保障理事会・経済社会理事会・信託統治理事会・国際司法裁判所・事務局の中の経済社会理事会の補助機関である。

経済社会理事会は主要任務の権限の中の一つとして「総ての者のための人権及び基本的自由の尊重及び遵守を助長するために、勧告

をすることができる」と規定し  
（憲章第62条2項）、必要だと認められた場合、人権問題に関する条約案を準備して総会に提出し、必要な国際会議を招集する事ができると規定している（憲章第62条3・4項）。

その他経済社会理事会は人権伸長のための任務遂行に必要な委員会を

（3）総会・安全保障理事会・経済社会理事会（国連人権委員会）・国連人権高等弁務官などが関与している。

設置できると規定している（憲章

## 第68条)

我々が一般的に言う「人権委員会」というのは、この国連憲章第68条の人権伸長のための委員会設置規定によって設立されたもので、これに従い経済社会理事会の決議第5号( )、第9号( )などにより設立された経済社会理事会の補助機関である。

今回北朝鮮に対し人権決議案を採択した国連「人権小委員会」は1947年、国連人権委員会の決定に従い設立された人権委員会の傘下機関である。

この国連「人権小委員会」は政

府の代表として構成される国連「人権委員会」とは異なり、政府の指名に従い人権委員会に選出される任期4年の専門家26名の委員で構成されている。これらは政府の指名により選出されるが、どこまでも出身国の立場を離れ、個人資格で活動する。会議は非公開で行なわれ、毎年8月スイスのジュネーブで開かれる。

この「人権小委員会」の主要任務は（i）各種宣言または協約条案の準備、（ii）人権侵害事例研究、（iii）国連人権委員会に対する勧告または人権関連決議採

択、（iv）経済社会理事会または人権委員会が委任する人権問題に関する討議などである。

## 2. 国際人権規約上の「人権委員会」

一般的に国際人権規約というのは（i）「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」：一名国際人権規約A規約）、（ii）「市民的及び政治的権利に関する国際規約」：一名国際人権規約B規約）、（iii）「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」：一名国際人権規約B規約議定書）をいう。5)

A規約は主に人間の社会権に関する事項を規定しており、B規約は人間の自由権に関する事項、B規約議定書はB規約に違反した時、国連人権委員会の介入・査察に関する事項を規定している。

国際人権規約上の「人権委員会」6)は国際人権規約B規約に明示された市民的・政治的自由と権利を享有するため、人権に対する国際的権限と任務の履行を担当するために設置された機関である。この「人権委員会」は同規約の規定に従い、締約国から独立した18カ国の代表で構成されており、個

人的資格で選出され、その任務を遂行する（B規約第28条）。

この「人権委員会」の主要任務は締約国から人権報告書を受付けて検討し（B規約第40条）、国家間の告発（B規約第41条）7）を受理し、これを処理して、その活動に関する報告書を作成し、国連経済社会理事会を通じて国連総会に提出するようになっている（B規約第45条）。

B規約の締約国は人権保護のため各自国内で取った措置と人権増進のための成果に対し（i）本規約が関係当事国に対し効力を発生

させてから1年以内に、そして  
( ii ) その後は委員会の要請があればいつでも人権委員会に報告する義務を負う ( B規約第40条1項 ) 。

しかしB規約はこの報告書の提出を遅延したり、全く提出しない不誠実な国家に対する制裁方法に関しては何の規定も置いていない。しかし締約国が提出した報告書を検討し、これに対する「一般的意見」を提出する事ができ ( B規約第40条4項 ) 、この「一般的意見」を受けた締約国は、その「表明された意見に関する見解」

を再び「人権委員会」に提出できるようにになっているだけである。  
( B規約第40条5項 )。

・国連人権小委員会の対北朝鮮決議と北朝鮮の国際人権規約からの脱退宣言1 . 国連人権小委員会の対北朝鮮決議

国連「人権小委員会」は1997年8月21日、北朝鮮で多くの人々を管理拘禁施設に拘禁するなど重大な人権侵害事実が引き起こされているという、持続的で一致する主張に従い、これは即ち国連憲章に違反しているという点と、誰でも自国を含めた総ての国を出国し、

また自国に帰れる権利が甚だしく制限されている事実は、世界人権宣言第13条と国際人権規約第12条に違反する事であることを想起し、このような人権状況に関する主張の根拠の当否を確認するための情報獲得または北朝鮮を実際に訪問する事が事実上不可能であり、また北朝鮮の人権に関する法令の施行及び情報を獲得することが不可能である事実を確認すると同時に、北朝鮮に対し4項目の事項を要求する決議文を採択した。

1. 誰でも自国を含む総ての国に出ることができ、また自国に帰れ

る権利に係る世界人権宣言第13条及び市民的・政治的権利に関する国際規約第12条を遵守する事を緊急に朝鮮民主主義人民共和国政府に要請し、2. 義務を履行することと人権委員会に対する最初の定期報告書提出をこれ以上遅滞しないこと、そして人権の促進と保護を確実にする目的として国際連合が制定した手続き及び業務と協調する事を朝鮮民主主義人民共和国政府に要請し、3. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に対しもう少し大きな関心を傾ける事と、それに基づき同国の人民が置

かれています。孤立から抜け出せるように援助をする事を国際社会に勧告し、4. また朝鮮民主主義人民共和国が被っている現段階の食糧難及び被害を克服できるよう、援助を増大させる事を国際社会に勧告する。

## 2. 北朝鮮の国際人権規約からの脱退宣言

上記の国連人権小委員会の決議採択に対し不満を持った北朝鮮は、北朝鮮が当事者となっている国際人権規約から脱退するという宣言を行なった。北朝鮮の脱退宣言の事由は ( i ) 10年間人権小委

員会に定期報告書を提出しない事実は認めるが、その他50余カ国も未だに報告書を提出しておらず、このような事実に照らし、唯一北朝鮮に対しこれを提起する事は不当であり、(ii) 国連人権小委員会は、世界人権宣言第13条及び国際人権規約第12条(移動および居住の自由・・・注)の不履行違反を主張するが、これは北朝鮮内の関連法でこれを保障していること、(iii) これは36カ国中北朝鮮に敵対関係にある国家などにより、人権問題を政治利用化する策動に他ならないという主張であ

る。

## ・ 国際法上の条約脱退の適法性 一般

### 国際法上条約脱退

( withdrawal ) とは条約当事国が、その条約の自己に対する効力を喪失させようとする一方的意思表示で、条約から離脱することをいう。9)

二当事者間の条約において条約脱退の権限を廃棄権といい、この行使を告知という。10)

反面、多数当事者間における条約の脱退権限はこれを脱退権という。11)

一般的にも条約脱退の適法性が認められるための通則として

(i) 条約自体に脱退に関する明文規定がある場合と(ii) 条約自体に脱退に関する明文規定が無い場合に区分して論ずる。12) またこれは一般国際法上の条約脱退の適法性と条約法に関するウィーン協約上の条約脱退の適法性についても論ずることができる。

## 1. 一般国際法上の条約脱退の適法性

ア、条約に明文規定がある場合  
条約自体に条約脱退に関する規定が明文で規定されている場合の条

約脱退は告知と言い、これは当時者の合意による条約の消滅原因であり、明白に一般国際法による条約の消滅原因ではない。13) 従って二当事者間の条約においては、当事国が条約廃棄権を行使する事で条約は終了され、多数当事者間の条約においては、脱退権を規定することにより、脱退の適法性が認定される。14)

イ、条約に明文規定が無い場合

条約自体に条約脱退に関する規定が明文で規定されていない場合の条約脱退は、前者とは異なり、当事者の合意による条約の消滅原

因でなく、これは一般国際法による条約の消滅原因である。15)

この場合、条約脱退の適法性が認められるためには、条約脱退の事由が ( ) 条約違反、( ii ) 事情変更などの事由に該当しなければならない。

( ) 条約違反二当事者間の条約においては、一方の当事者の重大な条約違反がある場合、他方の当事者はその条約に脱退に関する明文規定が無い場合でも廃棄権を持つ。多数当事者間の条約においては、一方の当事者の重大な条約違反がある場合、関連する他方の当

事者は、全体当事者の合意により、違反当事者との関係においてのみ条約を終了させることもでき、条約全体を消滅させることもできる。16) 2) 事情変更

条約当事者が条約締結当時予測できず、予測したならば初めから条約を締結しなかつたらうと認定される事情の変更が発生した場合に、当事国の一方はその条約を脱退することができる。17)

これには重大な事情の変更がなければならぬが、どの程度が重大な事情の変更であるかについては、学説18) が分かれています、通

常ここでの事情変更の程度は、推定しうる事情変更が発生した場合と見るのが通説である。19) また事情変更での"事情"は条約締結当時の事情に変更がなければならず、その変更は条約締結当時、当事者が予測できない事でなければならない。即ち、条約上の義務の履行を強要することが信義誠実の原則に反するものでなければならない。20)

## 2. 条約法に関するウィーン協約上の条約脱退の適法性

国家間に締結された条約に適用される「条約法に関するウィーン

協約」：以下「条約法条約」という)は条約脱退に関し明文で規定しているが、これは例外的な場合に限っており、条文の解釈上条約脱退は原則的に禁じている。

ア、条約に明文規定がある場合

「条約法条約」上、条約脱退の適法性を認める場合は、条約の脱退に関し条約に明文でこれを規定している場合に限ると次のように規定している。

条約の終了又は当事国の脱退は、次のいずれかの場合に行なうことができる。(a)条約の規定に依拠する場合21)

イ、当事国の同意による場合「条約法条約」上、条約の一方の当事者が条約を脱退するためには他方締約国と協議した後、総ての当事国の同意を受けた場合に限り例外的にこれを認めると次のように規定している。

条約の終了又は当事国の脱退は、次のいずれかの場合に行なうことができる。　（省略）

（b）他方当事国と協議した後、いつでも総ての当事国の同意を得られた場合<sup>22</sup>）

ウ、条約に明文規定が無い場合

条約脱退を原則的に禁止してい

る「条約法条約」の例外中特別として、次の場合でなければ脱退を認めていない。1) 脱退の黙認

「条約法条約」上、条約脱退に関する明文規定が無い条約からの条約脱退の適法性が認められるためには、締約当事国が条約脱退の可能性を認める意思を持っていたと認められる場合。即ち、締約当事国が条約脱退の可能性を黙認しようとしたことが認められる場合に限って、次のように例外的にこれを認めている。 終了に関する規定を含まずかつ廃棄又は脱退について規定していない条約について

は、次の場合を除くほか、廃棄又は脱退することができない。

( a ) 当事国が廃棄又は脱退の可能性を許容する意図を有していたと認められる場合<sup>23)</sup>

## 2) 条約の性格上の認定

「条約法条約」上、条約脱退に関する明文規定が無い条約からの条約脱退の適法性が認められるためには、条約脱退の権利が条約の性質上含まれていると見られる場合、即ち条約脱退が条約の性質として黙視され得る条約は脱退の適法性を認めると、次のように例外

的に規定している。

終了に関する規定を含まずかつ  
廃棄又は脱退について規定してい  
ない条約については、次の場合を  
除くほか、廃棄又は脱退するこ  
とができない。(a)(省略)

(b) 廃棄又は脱退の権利が条約  
の性質から見て黙視される場合  
24)

ここでの条約の性格上脱退が黙  
視できる条約の例としては( )  
通商航海条約、(ii) 同盟条約な  
どを上げることができる。25)

・北朝鮮の国際人権規約脱退の

## 法的効果

### 1. 一般国際法上の法的効果

一般国際法上、条約脱退に関する違法性の当否は、条約自体に脱退に関する明文規定のあるなしに従い、その効力が変わることになる。

国際人権規約は、締約当事国の条約脱退に関し、明文でこれを規定していない。ただ、規約第41条に国家間告発制度を選択条項として規定しているだけである。この条項は、この条項を受諾した国家間では他の国家の規約違反事項を人権委員会に提訴することがで

き、同委員会はこれを審査する権限を持つ。しかし、国家間告発制度において、人権委員会は法的拘束力を持つ司法的又は準司法的決定を下す事のできる地位にない。単に人権委員会は政治的機関として形式的な調整手続きを提供する機能を持っていると評価されている。26)

さらに、国家間告発制度の原告は必ず規約当事国だけになれるのであって、非政府団体などは当該団体の所属国が第41条の選択条項を受諾していたとしても国家間告発制度を利用することができな

い。

結局、国際人権規約からの北朝鮮の脱退が違法か、違法でないかという問題は、規約第41条の適用以前の問題に帰着することになり、また条約自体に明文で規定していない条約からの脱退の違法性・適法性如何の問題に帰着することになる。

要するに、一般国際法上北朝鮮の人権規約からの脱退の違法性の当否は、北朝鮮の条約脱退事由が（i）他方の当事国による国際人権規約の違反に伴うという事由に該当したり、（ii）北朝鮮が国際

人権規約加入当時予測できず、予測していたらば初めから国際人権規約に加入しなかつただろうと認められる事情の変更が発生した場合に限り、決定が消されることになる。

前述したように北朝鮮の国際人権規約からの脱退主張事由は

( i ) 10年間、人権小委員会に定期報告書を提出しない事実は認めるが、その他50余力国も未だに報告書を提出しておらず、このような事実に照らし、唯一北朝鮮に対し異議を提起する事は不当であり、( ii ) 国連人権小委員会は世

界人権宣言第13条及び国際人権規約第12条の不履行に伴う義務違反だと主張しているが、これは北朝鮮内の関連法でこれを保障していること、(iii)これは36カ国中北朝鮮と敵対関係にある国家により、人権問題を政治化する策動に他ならないと言っている。

北朝鮮のこのような主張は、一般国際法上、条約脱退の適法性が認定される(i)条約の違反又は(ii)事情変更事由に該当しないばかりでなく、北朝鮮当局自身も彼等の脱退が(i)条約違反、(ii)事情変更該当するという

明白な事由を上げていない。

従って一般国際法上、北朝鮮の国際人権規約からの脱退は、その適法性が認定されない条約の違反、即ち違法な行為であることに変わりない。

## 2. 条約法条約の法的効果

国際人権規約は、条約脱退に対して、明文で規定を置いていないので、北朝鮮の国際人権規約脱退の違法性・適法性の判断当否のまた一つの論理は条約法条約第56条1項（a）,（b）に抵触するかしないかに帰着して論ずることが

できる。

前述したように条約法条約第56条1項は、条約の脱退を本質的に認定しておらず、例外的に（i）脱退の黙認、（ii）条約の性格上認定できる条約に該当する条約からの脱退だけが適法だと認めている。

従って今回、北朝鮮の国際人権規約からの脱退が適法だと認定されるためには、北朝鮮の脱退を国際人権規約の他方の当事国が黙認したとか、そうでなければ国際人権規約が、条約の性格上脱退が認められる条約に属する場合に該当

しなければならない。27)

前述した通り北朝鮮の国際人権規約からの脱退事由は、このいずれの場合にも該当しないので、北朝鮮の脱退は当然に違法である。しかし国際法上条約の効力が及ぶ範囲は条約当事者に限られ、第三者にはその条約の効力が及ばないことが一般的な原則であり、28) ただ「最恵国待遇条項」、「国連憲章」、「慣習法化した条約」などは、条約の当事者でない第三者にもその効力が及ぶということが一般化した原則である。29)

北朝鮮は現在条約法条約に加入

していない状態である。従って条約法条約は当事者でない北朝鮮に対してその法的効力が及ばない結果となる。しかし、条約法条約が国際慣習法化した条約に該当する場合、条約法条約の当事者でない北朝鮮に対してもその効力を及ぼす事ができる。

ここで慣習法化した条約というのは、条約の内容が条約締結後に国際慣習法化した場合、又は既存の慣習法を成文化した場合の条約をいい、この場合、その条約は第三国にも効力が及ぶのではなく、第三国も国際慣習法の拘束力を受

けるのである。30 )

従ってここでの条約法条約も国際慣習法としての拘束力を持つことになるならば、条約法条約の当事者でない北朝鮮に対してもその効力が及ぶ事になり、北朝鮮の国際人権規約からの脱退は違法なものとなる。

しかし条約法条約が国際慣習法だという明白な根拠理論を提示するとののは、あまりたやすい事でない。31 )

・北朝鮮の国際人権規約脱退に対する解決

1 . 一般国際法上の解決一般国際

法上、国際紛争とは、紛争当事国間の国際法上の法律関係又は国際政治上の利害関係の対立をいう。

32 )

これは国際的摩擦を招来しうる国家間の状態又は国際紛争を誘発しうる事態とは区分され、33 ) またこれは「法的紛争」と「政治的紛争」に分けられる。「法的紛争」は国際法上権利・義務の関係から惹起される紛争であり、「政治的紛争」は法的義務と直接関係が無い国際政治上の利害関係から発生する衝突である。34 )

北朝鮮の国際人権規約からの脱

退違法性及び適法性の問題は、国際紛争として、即ち法的紛争になると予想される。「法的紛争」と「政治的紛争」の解決方法中「法的紛争」の解決方法は、結局この解決に関する準則としての国際法規が存在するか否かに係っている。

これに関して国際司法裁判所規定第36条2項は 条約の解釈、国際法上の問題、 国際的義務の違反になるという事実の存在、国際的義務の違反に対する賠償の性質又は範囲などに該当するものを「法的紛争」とみており、この

解決方法は国際司法裁判所に依拠するよう規定している。

従来の国際紛争の解決方法は'平和的解決方法'と'強制的解決方法'に区分して考察することが一般的であり、強制的解決方法としては(i)報復、(ii)復旧、(iii)平時封鎖などが説明されるが、今日では(iv)国際連合による強制措置までもこれに含ませて理解されている。35)しかし(i)報復は国際法的制度でなく、国際道義上の制度である。36)(ii)復旧は紛争の解決方法というよりは国際社会による制裁

であり、37) 特に武力復旧は自力救済の総ての方法が一般的に認められていた第1次大戦以前には許容されてきたが、自衛のための場合を除外して武力行使が禁止される今日に38) おいては、紛争の解決方法として、これは認められない。また (iii) 平時封鎖も武力復旧の一形態として39) 紛争の解決方法として認められない。

(iv) 国際連合による強制措置も国際社会による制裁であり40)、紛争の解決方法でない。従って今日国際社会で認められる国際紛争の解決方法は'平和的解決方法'だ

けである。

結局一般国際法上の「法的紛争」の解決方法は国連憲章上の解決方法である「法的紛争」、即ち国際司法裁判所による解決方法に帰着する。

北朝鮮の国際人権規約の脱退は前述したように、各自互いにその違法性及び適法性を主張するであろうとみられる。従ってこれは、上記国際司法裁判所規定第36条2項の内容に属することになるので「法的紛争」になる。従って、結局北朝鮮の国際人権規約脱退に対する一般国際法上の解決方法は、

国連憲章上の解決方法である国際司法裁判所による方法以外に無い。

## 2. 国連憲章上の解決

国連は国際平和と安全を維持することをその目的とし、国際紛争を平和的な方法で解決することを規定しており（憲章第2条3項）、このような目的と原則に符合するように国際紛争を解決するために、安保理及び総会の権限と加盟国の義務を具体的に規定している（憲章第2条7項）。

また国連加盟国は、紛争の解決

を武力の行使によらない事を約束し、国際紛争を平和的な方法によって解決する義務を負担している。特に紛争の継続が国際平和と安全の維持に脅威になるおそれがある事に関しては、加盟国は先ず、交渉・審査・仲介・調整・仲裁裁判・司法的解決・地域的機関など協定の利用その他平和的な方法により解決しなければならない義務がある。憲章は紛争当事国が平和的解決方法によって紛争を解決しないときには安保理が、この義務の履行を紛争当事国に要請できるようにになっている（憲章第33

条2項 )。

## ア、安保理による解決

国際平和と安全の維持に関する責任は、第1次的に安保理にあり、安保理による紛争の解決は重要な意味を持つ。安保理は紛争に対し自ら進んで調査できる管轄の強制性を持つ。即ち、当事国の合意による付託を要しない。

安保理による紛争解決方法の大部分は勧告であり、当事国を法的に拘束する効力は無い。しかし勧告を受諾しない場合、それ自体が「平和に対する脅威」、「平和の

破壊」などと認められ、憲章第7章、強制措置の対象に認定される可能性がある。41 )

北朝鮮の国際人権規約からの脱退が国際平和と安全を害する国際紛争になった場合、北朝鮮に対し安保理は、その紛争に対し調査出来るだけでなく、安保理からの勧告的決議を発することができる。

## イ、総会による議決

国際平和と安全に関する第1次的責任は安保理にあり、第2次的責任は総会にある関係で、総会の権限は二つの面から制限を受け

る。

その一番目は、安保理がある紛争又は事態に関して平和的解決を取っている間は、特に安保理の要求が無い限り総会はそれに関していかなる勧告もしてはならず、二番目は、国連の行動を要する問題に対しては討議前又は後に安保理に付託しなければならない事である。

紛争解決の権限範囲と関連し、安保理は紛争に付いてはあらゆる紛争に、事態に対しては国際的摩擦や紛争を引き起こす可能性がある事に限定されているが（憲章第

34条)、総会は一般的福利又は各  
国家間の友好関係を害する虞があ  
る総ての事態と広く規定されてい  
る(憲章第14条)。また安保理は  
紛争の性質を決定するため紛争や  
事態に対し自ら進んで介入すると  
共に、この平和的解決条件を勧告  
できるだけで、直接的な解決条件  
を勧告する権限は認められないが  
(憲章第34条、第37条2項及び第  
38条は例外)、総会は自発的に紛  
争解決の条件を当事国に勧告でき  
る(憲章第10条)。しかし総会の  
勧告又は法的拘束力が無い点で、  
前述した安保理の勧告と性質を同

じくする。

北朝鮮の国際人権規約からの脱退が国際平和と安全を害する国際紛争になる場合、総会自身がこの紛争解決を北朝鮮に勧告または解決の直接的な条件を勧告することができる。

#### ウ、国際司法裁判所による解決

国際司法裁判は国際連合の主要機関の一つである国際司法裁判所による裁判をいう。国連憲章は国際司法裁判所に関し第14章（第92条～第96条）に一般的規定を置いており、国際司法裁判所に関する

事項は'国際司法裁判所規程'に置いている。

国際司法裁判所に提訴された事件に対し、国際司法裁判所が裁判できる事件（事実的管轄）は、紛争当事者が国際司法裁判所による裁判を受けると合意した場合に限った事件に付いてのみ管轄権を持つ。42）

国際司法裁判所の当事者には国家だけがなれ、国際組織は当事者になれない。43）従って国家と国際組織間の紛争は総て裁判所の管轄から除外される。44）

しかし、国連総会や安保理又は

その他の機関は法的問題に関し、裁判所に勧告的意見の提示を要請できる（憲章第96条）。ただし、この勧告的意見は国際機関や国家に対する法的拘束力が無く、もっぱら勧告的性質を持つだけであり45）、法の宣言からの公正な説得的権威を持ち、紛争時に平和的解決を促進する機能だけを有する。北朝鮮の国障人権規約からの脱退は北朝鮮と国連経済社会理事会間の違法性・適法性に関する論難が予想され、従って法的紛争なり、結局司法的解決でこれを解決できる。

しかし、訴訟提起に北朝鮮が合意しない事が明らかであり、さらに経済社会理事会が原告になり北朝鮮を相手に訴訟を提起する場合、国際司法裁判所での経済社会理事会の当事者能力は無い。単に経済社会理事会による国際司法裁判所への勧告的意見の提示だけを要求できるだけである。

・北朝鮮の国際人権規約脱退に対する制裁

1. 一般国際法上の制裁

ア、一般国際法上の制裁一般  
法は社会的行為を規律するための

規範として外部的制裁の方法によって強制され、その実効性を保障された強制規範である。これは国内法であれ国際法であれ区別無く、その違反に対しては制裁が加えられなければならない。一般国際法上国際法に違反した場合、その国際法が国際条約法であれ国際慣習法であれ区別無く、その実効性を保障するためには違反者に制裁が加えられる事を要する。 4

6 )

国際紛争が平和的解決方法で解決されなかった場合、これは結局強制的解決方法によるほかない。

前述したように強制的解決方法には（i）報復、（ii）復旧、（iii）平時封鎖などがあるが、厳格に言ってこれらは紛争の解決方法と言うよりは国際社会による制裁である。

一般国際法上国際法違反者に対する制裁の方法としては「戦争」と「復旧」がある。47）しかし、今日戦争は自衛のための戦争だけが許容されるので、結局今日の一般国際法上の制裁方法としては「自衛権の行使」がある。

#### 1) 自衛権行使

「自衛権」というのは自国又は自

国の国民に対する急迫かつ違法な侵害を受ける虞がある場合、これに対して必要な限度内で事前的防衛措置を執れる国家の国際法上の権利である。48)

しかし「自衛権の行使」は国連憲章第51条によって次のような制限を受けている。

一つ、自衛権を行使するためには「国連加盟国に対する武力的攻撃」がなければならない。

一般国際法上自衛権行使の対象行為は「国際法違反行為」であるのに反し、国連憲章上自衛権行使の対象行為は「武力的攻撃」であ

る。即ちこれは、武力的攻撃が無い限り国際法違反行為があっても自衛権の行使は制限されなければならないという意味である。49)

二つ、自衛権の行使は「安保理が国際平和と安全の維持に必要な措置を執る時まで」だけに認められる。従って安保理が憲章第7章に規定された集団的強制措置を執れば、それ以後からの自衛権の行使は認められない。50)

## 2) 復旧権行使

「復旧権」とは国家が自国又は自国民に対する国際法上の違反行為

により権利・利益の侵害を受けた場合、その違反行為の中止及び違法行為による被害の救済のため、被害国家が執る国家の権利をいう。51)

しかし国連憲章は「自衛権の行使」を除外した個別国家による武力行使を禁止している（憲章第1条4項、第6条）、「復旧権行使」は憲章上禁止される。52)

## イ、一般国際法上の北朝鮮制裁

### 1) 自衛権の行使

北朝鮮が世界人権宣言第13条及

び国際人権規約第12条の違反に対し、また国際人権規約からの脱退の違法性に対し個別国家が自衛権を行使するためには、国連憲章第51条により制限を受ける。即ち、世界人権宣言第13条及び国際人権規約第12条に行為や又はこれによる国際人権規約からの脱退行為は国連憲章上「武力的攻撃」に該当しないので、一般国際法上の対北朝鮮制裁としての自衛権行使は国連憲章上認められない。

## 2) 復旧権の行使

北朝鮮の世界人権宣言第13条及

び国際人権規約第12条に違反した行為と国際人権規約からの脱退行為によるその被害は中止されていないので、これに対する世界人権宣言及び国際人権規約の当事国は、北朝鮮に対し一般国際法上の復旧権を行使できるのはもちろんである。しかし国連憲章は個別国家に対する武力の行使は国連憲章上の範囲内の自衛権の行使を除外しては、いかなる場合にもこれを禁じているので、一般国際法上対北朝鮮制裁として武力による復旧は認められない。

## 2. 国連憲章上の制裁

## ア、国連憲章上の制裁一般

個別的集団安全保障制度を止揚し集団的安全保障制度を採択した国連憲章は、集団的強制措置を発動できることを規定しており、この集団的強制措置の内容は（i）予備措置としての「勧告」（第39条）、「暫定的措置」（第40条）があり、（ii）強制措置として「非軍事的措置」（第41条）、「軍事的措置」がある。対象になる行為は国連憲章に違反した総ての行為でなく「平和に対する脅威」、「平和の破壊」、「侵略行為」に該当する、憲章上禁止され

た行為に限られる。

しかし憲章は、上記3類型の行為に対する定義規定を置いておらず、単に国連が集団的制裁措置を発動するためには安保理が「平和に対する脅威」、「平和の破壊」、「侵略行為」の存在を決定しなければならないとだけ規定している（憲章第39条）。

またこの手続きには安保理が自ら行なう場合、事務総長からの注意の喚起による場合（第99条）、総会の注意の喚起による場合（第11条3項）がある。しかし最終の判断決定は安保理の自由裁量に一

任してあり、53) ここには安保理の常任理事国の拒否権が作用する。

要するに、国連憲章の目的に違反する行為が憲章第39条に規定された「平和に対する脅威」及びその他の事由に該当する場合、国連安保理は集団的強制措置を執る事ができ、その決定は安保理が専権的に決定し、この決定には安保理の常任理事団の拒否権が作用する。

## イ、国連憲章上の対北朝鮮制裁

北朝鮮が世界人権宣言第13条と

国際人権規約第12条の違反行為と国際人権規約からの脱退行為が国連憲章上の「平和に対する脅威」に該当するならば、安保理は北朝鮮に対し、憲章第7章に規定された制裁措置として勧告・暫定的措置・非軍事的・軍事的措置を執る事ができる。

北朝鮮の国際人権規約の脱退行為が「平和に対する脅威」に該当するか否かの当否は（i）総会の注意喚起により、（ii）事務総長の注意喚起により、（iii）安保理自らによって最終的に安保理が独自の決定するようになる。即

ち、国連による対北朝鮮制裁措置は北朝鮮の国際人権規約からの脱退行為が憲章第39条に規定された「平和に対する脅威」を構成するかという安保理の政治的裁量に係っている。54)

また北朝鮮の国際人権規約脱退行為が「平和に対する脅威」に該当するのか否かの安保理の決定には、安保理の常任理事国の拒否権が作用する。従って中国など常任理事国が拒否権を行使しない事を条件に国際連合による対北朝鮮制裁が可能である。

万一、安保理が軍事的措置を執

る事を決定したならば、1950年以來韓国に派遣された国連軍を活用することができ、また新しい国連軍を編成する事もできる。

### ・ 結論

以上で検討した事を要約整理すれば、次の通りである。

一つ、北朝鮮の国際人権規約からの脱退は一般国際法上、条約脱退の適法性認定事由である（i）条約の違反、（ii）事情変更などに該当しないので、これは当然に国際法違反行為に該当する。

二つ、北朝鮮の人権規約からの

脱退に対し、適用可能な適用法規として条約法条約第56条1項は、条約脱退の適法性認定事由を

( i ) 他方の当事国による脱退の黙認、( ii ) 条約の性格上脱退が認められる条約などをあげている。

北朝鮮の国際人権規約からの脱退は、条約法条約第56条1項に明白に違背する国際法違反行為である。

しかし北朝鮮は条約法条約に加入しておらず、この効力が及ばない第三者的立場にいる。従って北朝鮮に対し、条約法条約第56条1

項に違反する事だと主張できない。単に条約法条約が国際慣習法化した場合、これは締約当事者でない第三国にもその効力が及ぶ事になり、北朝鮮に対し条約法条約第56条1項の違反責任を問う事ができる。

しかし現在の国際法は、条約法条約が国際慣習法化した条約であるという根拠理論の提示に不十分な立場にある。

三つ、北朝鮮の国際人権規約からの脱退に対する解決方案として、一般国際法上の解決方案は、平和的解決方案として結局、国連

憲章上の司法的解決方案に帰着した。しかし国連経済社会理事会による北朝鮮に対する国際司法裁判所への提訴能力は無いようだ。単に、国際司法裁判所に対し、勧告的意見の提示だけを要求できるだけである。

国際司法裁判所による解決以外に、北朝鮮に対する国連憲章上の他の解決方案としては総会・安保理の勧告だけが有るだけである。四つ、北朝鮮の国際人権規約からの脱退が平和的に解決されない場合、これに対する制裁方法として一般国際法上の制裁は、自衛権と

復旧権の行使がある。

しかしこれは、国連憲章による制限でこれを行使できない。単にその事が「平和に対する脅威」該当するという安保理の決定下で、集団的制裁措置を発動する事ができる。しかし、これもやはり安保理常任理事国の拒否権が行使されないという前提下でのみ可能である。

結局、北朝鮮の人権侵害状況とか国際人権規約からの脱退などに対する実質的な解決対策は、現在北朝鮮内部での人権侵害及び揉欄状態が「持続的・継続的で組織的

な行為」であるという国際世論の形成が重要な事である。この国際世論の喚起により、北朝鮮の人権問題が国際的なイシューとして登場できるとき、実質的な北朝鮮の人権改善のための国際協力方案が講究されるだろう。

このためには国内の民間人権団体などが国際人権団体および北朝鮮の人権侵害被害者たちと連帯し、国連人権委員会、国連人権小委員会、国連人権事務局などに「請願書の提出」または「嘆願書形式の手紙送り」などの方法で、国連及び国際社会の人権機構が北

朝鮮の人権問題に関心を持ち、その解決のために努力するように持続的に催促する事が要求される。これに対し、我が政府（韓国政府）は、このような人権団体などが北朝鮮住民たちの人権改善のために、世界各国の世論に訴える事ができるように、実質的で多角的な支援を模索しなければならない。

## 討論要旨

張 福 熙（延世大法学研究所研究員）

初めに、B規約の性格、重要性及び法的拘束力について

『市民的及び政治的権利に関する国際人権規約（B規約）には、古典的権利である自由権的基本権が含まれている。この権利は、国家により侵害できない権利であり直接的適用が要求され、拘束力ある絶対的性格を持った権利（要するに、生命権、身体的自由、参政権など）である。このような権利は経済力や国家間の差なく、意志さえあれば履行できるものである。そして、その監督及び履行手続きにおいて報告書提出義務と人権委

員会の設置を準備している。

B規約は非当事国についても部分的に拘束力があり、少なくとも特定規定では国際慣習法の概念を反映しており、国際慣習法に拠り非当事国にも拘束力がある。また特定規定は'文明国で認定された法の一般原則'として適用される。

B規約前文では、"国連憲章の宣言された、原則に従い・・・国連憲章が各国に課している人間の権利と自由の普遍的尊重と遵守を促進する義務を考慮し・・・次の諸規定を協定する"と国連憲章上の

義務履行を強調している。従って、B規約からの脱退は国連憲章の崇高な理念である人権尊重の義務を破ることになる。B規約は国家の人権履行の措置に関する基本的で普遍的な基準として、新しい人権文書発展の出発点となっている。

B規約上の義務は法的拘束力があることに疑念の余地がない。しかし、このような義務の正確な効果に関する論難と義務履行を執行する強制的制度がないという事実が問題点として指摘される。このような観点から報告書制度は合理

的な妥協の問題として、一種の挑戦的な役割として人権委員会は、このような妥協を可能な限り効果的にしようとする任務を帯びていると見られる。B規約にある程度制限的であるが、国際的履行手続きが準備されていることは、人権委員会がその運営の為に設立され、独立的人権専門機構として建設的で影響力ある、実体として形象化された事を意味する。

二つ、条約上脱退規定がない場合の脱退の法的効果について：

国際人権規約は世界人権宣言の内容を法制化したのであり、その

根は国連憲章前文に起源を置いている関係で、国連憲章の立場を考慮してみる必要がある。

国連憲章には脱退に関する規定がない。これは国際連盟規約に脱退条項を置く事によって日本、ドイツ、イタリアの脱退を招来し、平和機構としての権威を失墜させた国際連盟の失敗を反省したためである。

国際連合創設を協議したサンフランシスコ会議では、脱退事例が発生しないことを希望し、同時に脱退を認めたり、禁止する一切の条項を、憲章に置かず、国連加盟

国は次のような'例外的状況'に限って脱退を認めるという報告書を付け加えた。即ち(1)国連にこれ以上平和維持能力がなかったり、法と正義の犠牲下のみでこの平和を維持していることが判明した場合(2)憲章改訂で会員国が受諾できない権利、義務が過度の場合、(3)憲章の改訂が会員国の議会で、批准を得られなかった場合、脱退ができると決定した。この事実から推測すれば脱退規定を置かないことで、国連は一般的国際機構としての普遍性を維持しようという政策を取っている事が

分かる。B規約の場合も同様であるといえる。

人権保障が強行規範として浮上しており、また1996年2月現在、132カ国が当事国になっているB規約は普遍的条約になっている。人権の普遍性、天賦性、永久性からみて、B規約に脱退規約を置くことは非現実的だといえる。

要するに、B規約は規約の性質からみても当事国数からみても普遍的性格の条約で、脱退規定を置かないことで、なるべく国際社会のすべての国家を当事国として確保し、たとえ一方的な脱退宣言を

しても法的義務からは抜けられないようにすることで、人権の国際的保護という、国連の基本理念であり、国際社会の一般的な共同理念をできるだけ実現しようとしている。国連憲章の目的である国際平和維持の義務とB規約の目的である人権保護の義務は、願えば遵守し、願わないなら守らなくてよいという性質のものでないからである。

三つ、国際法上の制裁について：

国連憲章が賦課する諸義務に違反した場合、必ずしも不法行為に

ならなくても、その違反に対する反動力として武装軍隊の使用を含む強制措置を取ることができる。北朝鮮が国連加盟国の立場で、国連内に確立された義務に執拗に違反した場合、制裁措置として除名を伴う事ができるのである。この場合、やはり安保理拒否権が適用される。また国連加盟国としての権利行使を停止することができる。国連加盟国が有するすべての利益（総会と3つの理事会で代表となること、このような理事会の理事国になること、安保理が審議中である問題に出席するよう招請

されること、如何なる紛争と事態についても安保理又は総会の注意を喚起できること等)を剥奪する事ができる。その他の政治外交的経済的措置を取ることができ、総会と安保理での北朝鮮決議案採択及び勧告を成すことができる。北朝鮮は人権後進国のイメージを脱ぎ、規約脱退に伴う国際機構内での政治、経済的不利益を甘受する意思がないなら、一日も早く脱退宣言を撤回し、規約内容の誠実な履行努力をしなければならないのである。

李 園 熊 (現代社会研究)

所、責任研究員)

初めに、北朝鮮の国際人権規約脱退は、国際法に違反した行為として、国際的な指弾を受けている。急を要する問題は、北朝鮮のこのような行為を反復させ得る国際法的制裁手段が微弱な点にある。従って現在我々に置かれた問題は、北朝鮮の国際人権規約脱退を糾弾することにあるのではなく、国際規約の範疇の外側にいると主張する北朝鮮当局者を説得して、北韓の人々の人権状況を改善させ得る他の政治的措置などを強く要求することである。ここで言

う'政治的措置'は北朝鮮をして言わしめれば自国国民達に対する、人権弾圧は相当な政治的費用効果を発生させ、もはや合理的でないという認識を持たせることである。即ち、国際世論の圧力と強大国の外交的圧迫に依って、自国内人権状況を改善するように促すことである。

二つ、発表論文では"北朝鮮が10年間、最初の報告書を提出しなかった"と表現しているが、事実北朝鮮は1983年 = 最初の報告書を提出した。北朝鮮は、国連人権理事会が勧告した事のある最初の報

告書に対して、修正補完案を受け入れず、以後5年ごと提出することになっている報告書提出義務は履行していない。北朝鮮は83年の報告書で自国の人権状況が国際的な基準で何の問題もないことを'自慢して明らかに'し、韓国の人権問題を取上げて論じた事があった。それ程自信に溢れていた北朝鮮が、今は国連人権小委員会から人権弾圧国家として指摘される状況に至った。

三つ、北朝鮮の国際人権規約脱退に対する我々側の代案は何であるのかの問題が、たぶん、今回の

討論会の最も重要な主題ではないかということである。北朝鮮の国際人権規約脱退は、もしかすると北韓当事者達の周到綿密な計算から出た行為かも知れない。このような行為に対し、国際社会は強圧的な手段を動員することができないのが、また現実である。北朝鮮は人権規約のこのような弱点をよく知って利用しているのかも知れない。

主題提議者は国内民間団体がこの問題を国際NGOなどと連携して提起する事を提案している。もちろんこの様な代案について全面的

に同意する。しかし、国際 NGO が韓国の人権問題について、同様に批判的である事実が考慮されなければならない。国際 NGO は我国の国内人権団体が提供する情報に対し、全面的な信頼を置いていない。このような現実を勘案する時、国内民間団体が国際 NGO へ接近する事も容易でない。国内民間団体は、北朝鮮の人権問題と同じ位、韓国の人権問題についても関心をみせなければ、国際 NGO の信頼を得る事はできないであろう。

全 東 殷（外務部国際協約

課書記官)

初めに、97年8月25日北朝鮮外交部のB規約脱退宣言以後、各国は自国の法律諮問担当官室を中心に同事件に対する国際法的検討を進めており、ドイツ、オーストリア、スウェーデンなど主要国家と国連など国際機構の反応及び今後の対応方案に関するを紹介する。EUを代表して北朝鮮のB規約脱退通報に関する国際法的検討の意見を作成するよう任されたドイツ外務省は、次のような二つの観点から北朝鮮のB規約脱退不可という結論を導き出した。

一つ、北朝鮮は「条約法に関するウィーン協約」の当事国ではないが、同協約第56条は国際慣習法の一部を構成するもので、北朝鮮にも適用されるのが妥当である。

二つ、B規約作成準備及びその他関連文書には北朝鮮のB規約脱退意図が、全く明示されていないばかりか、普遍的人権保護という同協約の性格を勘案するとき、北朝鮮のB規約脱退通告は、「条約法に関するウィーン協約」第56条の2つの要件（当事者の意図及び、条約の性格）を充足しているとは見られない。

人権を主要外交政策基調の一つにしている、オーストリアの観点から見るとき、世界人権宣言（48年12月10日採択）50周年を目前に控えた現時点では、世界人権規範の兩大支柱中の一つであるB規約から脱退しようとする北朝鮮の企ては、国際法上適法か否かを離れ、その他の国家へ悪い信号を与える憂慮があるので、国際社会で受け入れられないと見る。

スウェーデンは、北朝鮮のB規約脱退に関連して、多数の国家が、北朝鮮の脱退不可の意見を提示した事は事実であるが、明らか

な結論は下していないので、究極的には人権理事会のB規約当事国会議で公式決定が下りるだろうと考えている。

併せて同件の対応と関連し法的な側面よりは政治的解決努力（例：北朝鮮の脱退非難及び撤回を促がすために声明を公表したり、国連第3委で言及する方案）の追及が望ましいと報告している。

国際連合法律局は、次のような二つの観点から北朝鮮のB規約脱退不可という結論を導き出した。一つ、B規約は共に採択された選

択議定書（紛争解決）にも脱退規定があり、人権関連36協約のうち5協約（人権規約A、B、女性差別撤廃協約、集団殺害罪防止協約及び戦争犯罪時効不適用協約）だけが脱退規約を含んでいない点を勘案するとき、B規約に対する締約当事国の脱退禁止意図を推定することができる。二つ、人権規約A、Bは「人権章典」と呼ばれるほど人権に関する基本規範であり、相当な部分が国際慣習法、ないし法の一般原則を反映しているという点から一般的に脱退が許容されるように見える同盟条約、通商海

上条約とは異なり、脱退が許容される性格の条約と見られないと判断される。

三つ、今後の対応方案としては一旦EU主要国家及び国連法律局などを通じ北朝鮮のB規約脱退の立場を再考するよう促し、それにも係わらず北朝鮮がB規約へ復帰しない場合には長期的に人権委、人権小委及びB規約当事国会議などで、北朝鮮のB規約脱退撤回を誘導するよう多角的次元から交渉を推進しなくてはならないと思う。

証 言

## 北朝鮮強制収容所の子供たち

北朝鮮の強制収容所になぜ子供たちがいるのだろうか。それは家族ぐるみ囚われているからである。なぜ家族ぐるみなのか。その答えは、政治犯の家族であり、政治犯は根絶しなければならず、その種（たね）を三代にわたって絶たねばならぬという金日成教示による。

家族ぐるみといえばヒットラーのユダヤ民族抹殺（ガス室送り - いわゆる最終的解決）を思いおこす。社会主義国ではスターリン時

代の 1934 年以降、国外逃亡者軍人の成年家族構成員が 5 ~ 10 年の自由剥奪刑に処せられたという記録はあるが、子供まで巻き添えにする例を寡聞にして知らない。

反革命分子という断定も恣意的だが、その人物の血（種）を絶つという発想とその実践は残忍極まりない。その残忍さは収容所の中の保衛員の、家族囚の取扱いによく反映している。山の中の巨大な密室の中だからこそ許されている殺人行為である。世界がこれを知ったら決して許さないだろう。

収容所の中に学校がある。学校

があるのはそれだけ囚われている子供の数が多いからだ。しかし強制収容所であるだけに学校とは名ばかりで、本質は少年少女奴隷作業所。

子供たちは親の罪を具体的に知らない。その上自分の罪で囚われているわけではないから、どうしてこんなにひどい仕打ちを受けるのか理由がわからない。北朝鮮の強制収容所の子供たちは「子供の権利条約」を天国とすれば、地獄にいる。

〔編集者注〕

姜哲煥氏の証言

## 略歴

1968年平壤に生まれる。

1977年9歳のとき祖父が政治犯として逮捕され、祖母、父、叔父、妹と共に、咸鏡南道耀徳郡にある強制労働収容所に収監された。核心（忠誠）階層出身の母は強制離婚させられたのち、平壤に残された。

1987年19歳のとき家族たちと共に釈放される。

1992年収容所で知り合った安赫氏と共に北朝鮮を脱出し、韓国に亡命した。

1997年ソウルの漢陽大学貿易学科

を卒業する。

ある収容所人民学校児童の初登校  
日

ついに9月1日。初の登校日の朝  
になった。

5時30分、鐘の音に合わせて父  
と叔父が一足先に家を出ていっ  
た。私と美湖は手をつないで、監  
督の指示どおりに6時に作業班の  
広場に行った。そこにはすでに多  
くの生徒たちが集まって列をなし  
ていた。まだ日がのぼる前なの  
で、子供たちの顔が暗闇の中で赤

く燃えているようだった。

見慣れない私たちが近づくと、子供たちは同情の眼差しで二人を見つめた。子供たちは一様にボロのような服をまとっており、ポコンとへこんだやせた顔の中で、瞳だけが大きく見えた。同情を受けなければならないのは彼らであるはずなのに、むしろ彼らが私たちに同情していた。「おい、おまえはどこから来たんだ？」

ピョンヤン「平壤から」「おまえたち、これから苦しい目にあうんだな」「・・・？」

私の横の同じ年頃の男の子が、

黄色い歯をむき出して笑いながら話しかけてきた。私たちは学生監督が近づいてきたことも知らず、話をしていたが、雷が落ちるような声とともにその子の顔に、ぱっと火花が散るのを感じた。「おい！パンチョッパリ（半日本人。「パン」は「半」、「チョッパリ」は割れ爪の意。下駄を履く日本人をブタの爪にたとえた悪口）ども、列に並ばないで無駄口をたたいてたな！」

声をかけてきたその子は両手で顔をおおった。彼の指のあいだから血のしずくが垂れてきた。顔を

殴られて鼻血が出たのだ。監督は顔をおおっている彼の腰のあたりをもう一回足で蹴りつけ、また「パンチョッパリ野郎！」と悪態をついていってしまった。「ごめん・・・」

私は、その子に本当に申しわけなくて小さな声であやまった。

「大丈夫だ。こんなことは何でもない、今に見ている」

私は顔色が変わったのに、反対に彼はこの程度殴られるのは茶飯事だといわんばかりに、流れ落ちる鼻血を服の袖でさっとぬぐってから、にやりと笑って見せた。何

か別の動物を見るような妙な気分にとらわれた。

生徒たちは学生監督の指示にしたがって何の表情もなく機械的に動いた。私と同じ年頃の男の子たちが約25名いた。「前進！」

学生監督の号令とともに私たちは学校に向かって出発した。「今から行軍しながら歌を歌う。『革命化の歌』始め！いち、に、さん！」思想と技術の主人はわれらだ事大主義、修正主義を叩きつぶせ思想・技術・文化革命、もっと急ごう革命の旗手らしく、革命の旗手らしく生き抜こう... . . .

生徒たちは声を張り上げ、やけくそになって歌った。

この歌はこれまで一般社会ではまったく聞いたことのない歌だった。この歌がまさに「収容所の歌」であるということは、あとになって知った。

行軍の途中、もし歌声が小さかったり、列と足並みがそろっていなかったりすると、連帯制裁を受けるので、子供たちはあらんかぎりの力を出して歌った。

学校は作業班の広場から歩いて約15分の距離にあった。学校に到着すると、すでに他の区域から来

た生徒たちが、運動場に大勢集まっていた。学生監督の号令にしたがって50名ずつ、学級別に四列縦隊に整列した。すぐに朝会が始められた。

ずんぐりした体格の50代の男が教壇の上に立った。彼が他ならぬこの学校の校長であった。言葉の上では校長であるが、校長にふさわしい風貌とは縁遠い男だった。険しい顔、腰には拳銃をつけており、威圧的だった。また口さえ開けば悪口がついて出た。「え - 、われわれは偉大なる首領様金日成同志と親愛なる指導者金正日同志

の暖かい配慮と恩恵により・・・」

校長は北朝鮮のどこでも聞くことのできる常套的な文句で切り出した。「おまえたちは罪人の子である。おまえたちの父母はわれわれの党と祖国に背信し、ぬぐい去ることのできない過ちを犯した。しかし、偉大なる首領様金日成同志と親愛なる指導者金正日同志が、おまえたちに学ぶ機会を作ってくださいました。おまえたちは少しでもその恩恵に報いるために、一所けんめい働かなければならない。万一、規律に違反したら、容

赦なく処罰する」

生徒たちは、息を殺した。校長の手が、腰につけた拳銃の上にあったためではなかった。彼の首には青筋がたち、目には殺気がこもり、顔には憎悪心が満ちていた。「パンチョッパリのガキども。おまえたちの父母が罪を犯さなかったら、われわれはこんな苦勞をすることはなかった！

全部おまえたちのせいだ。おまえたちのような反逆者のせがれどもには、一日に三食食べさせるのももったいないことだと思え！」私はここが学校だということをと

うてい信じることができなかつた。刑務所に閉じ込められている罪人になった気分だった。事實は罪人なのであるが、私はまるでそのことに気がつかなかつた。少なくともその事實を認めることができなかった。私は罪を犯してないのだから。

朝会が終わり、私のような新入生は、別に呼ばれて教員室に行った。

私たちの学級には、新入生として私の他に、李竜模と金哲洙がいた。私たち三名は初日から完全に縮みあがってしまい、教員室にい

っても隅でおどおどとうろたえていた。そのとき、教員の一人が私たちを呼んだ。私たちが行くと、何人もの教員がやって来て、三人を取り囲んだ。そしてたて続けに質問を始めた。「おい、おまえどこから来た？」「誰が罪を犯したのか？」「何の罪か知ってるか？」

私たち三人は偶然、平壤出身であった。そのうち李竜模は、父が労働党教育部の課長であると言った。しかし何の罪を犯したのかという質問には、三人とも返事ができなかった。

集中的な質問が終わると、教員の一人が、自分が私たちの担任教員だと名のった。「おい、パンチヨツパリども、ここを平壤の学校のように考えたらだめだぞ！

ここでは勉強よりは仕事をしっかりしなければいけない。仕事を怠けたら、ひどい目にあわせてやる。わかったか！」

ひと言ひと言に私たちに対する憎悪が濃くにじみでていた。

私たちの担任教員の名前は楊秀喆とあったが、学校の中でも性格が悪いことで知られた人間だった。 (略)

朝、正規の授業は8時30分からだった。人民学校では、「革命歴史」という科目を除いて、すべての科目は担任の教員が直接教えるシステムになっている。

第1時間目が、その革命歴史の時間だった。

革命歴史とは、金日成の抗日闘争の時期に起こった事件に関する授業であるため、おろそかにできない重要なものだった。しかし2時間目からの楊秀喆教員の授業になると、彼は教員用テキストを持ち込み、生徒たちに命令してそれを黒板に書き写させ、暗誦しろと

というのが、授業のすべてだった。  
金哲洙が事情を知らないままに、  
楊教員にどうということもない、  
簡単な質問をした。「おまえは俺  
をからかっているのか？誰が質問  
しろと言った、あん？おまえの父  
親は悪質反動だろう。おまえのよ  
うな子供は勉強する必要もない。  
反逆者のガキめ！」

楊教員は急に顔を歪ませたかと思  
うと、その大きな握りこぶしで  
哲洙の小さな顔を容赦なく殴っ  
た。哲洙の鼻血が、四方八方に飛  
び散り、たちまち顔に青く癌（あ  
ざ）ができた。

また、こんなこともあった。ある生徒が、横の生徒とひそひそ話をしていて楊教員に見つかった。楊教員はその生徒をめがけて、思いきり黒板消しを投げつけた。その子は、飛んで来る黒板消しを反射的によけたおかげで、黒板消しは当たらなかった。代わりに、そのうしろに座って、首をかしげていた生徒の頭に当たって床に落ちた。黒板消しが当たった生徒の頭と顔にはチョークの粉がふりかかって白くなった。この様子を見た私たちは笑いを禁じ得ず、声をこらしてクスクスと笑った。

\* \* 姜哲煥・安赫著、池田菊敏  
訳『北朝鮮脱出』上（文春文庫）  
P. 38～44から引用。

## 資 料

### 国連人権小委の対北朝鮮決議と関 連諸文書

以下に紹介する文書は、国連人権小委（正式名称国連人権委員会、差別防止・少数者保護小委員会）が1997年8月8日に採択した対北朝鮮人権決議、および関連する関係者・関係機関の発言、声明、決定である。

北朝鮮の人権状況に関するヴァイスブロート発言) 北朝鮮の人権状況に関するヴァイスブロート発言(1997年8月8日第49期小委員会でのデイヴィッド・ヴァイスブロート氏の声明文より)

北朝鮮の人権状況に関するルイ・ジョアネ発言(1997年8月8日議事録草稿より)

小委員会決議(1997年8月21日採択。賛成13、反対9、棄権3)

北朝鮮政府の"市民的政治的権利に関する国際規約ICCPR)"からの脱退決定に関する北朝鮮代表団

の声明（1997年8月28日）

ICCPR に対する義務の継続性について  
の国際人権委員会の一般的見解（1999年10月29日）

付英文：上記5の文書に原文（英文）を付したのは、訳してみても大切な文書であることがわかったからである。また本号所載のセミナー報告の主題に国連人権委員ら答えたものになっていて、短いけれども流石に国連人権委だと思わせる気迫に満ちた文書である。原文で味わっていただきたい。（編集者注）

北朝鮮の人権状況に関するヴァ

## イスプロート発表

### 朝鮮民主主義人民共和国

( DPRK ) は実に長い間抑圧的 ( 圧制的 ) 政府を擁してきた。本当にこの政府は余りに抑圧的であるので、国連や NGO 諸組織が具体的な情報を得て、詳細な関心を示すことがほとんど不可能であった位だ。数年前 ( 注 1988 年 12 月 ) 私は北朝鮮 ( DPRK ) における人権状況を詳細に扱った本を共同執筆した ( 注 ・ ・ ・ ミネソタ弁護士会国際人権委員会とアジアウォッチ共編の『北朝鮮における人権』のこと ) 。私は北朝鮮政府からの回答

を要求したけれども、適切な回答をえられなかった。しかし最近私は北朝鮮政府の代表と北朝鮮の人権状況に関して何回かの議論をもったことも述べておかねばならない。この発展は勇気づけられるものである。私は北朝鮮内の人権を改善するという展望をもって、この対話を育みつつけることができることを心から望む。

北朝鮮における最近の食糧不足は、この国に対する今まで以上の大きな国際的関心をもたらした。そしていくつかの情報が外部世界に届いている。例えば、私はこの

夏、北朝鮮から脱出できたある人物から一通の手紙をもらった。彼は彼の脱出のため北朝鮮の収容所に入れられ虐待されている妻や子供を救出してほしいと頼んできた。また隣国の国境警備隊員は、脱出をこころみた者または脱出に成功したのち強制的に本国に送還された者が銃殺されるのを見たと言証している。北朝鮮の刑法は、国外脱出、またその未遂、国家や党の中傷のような"反革命罪"や外国放送の受信に対し、死刑と他の厳罰を規定している。

しばしば北朝鮮に関する生の情

報が欠如している一方で、囚人の虐待を示す確かな兆候がたくさんある。囚人の多くは拷問、病気、飢餓、遺棄などで死んでいる。収容所の強制労働は広く実施されていると伝えられている。多くは政治的理由で、子供を含む家族全部がしばしば一緒に投獄されている。本当に、奥地にある完全統制区域に数万人の政治囚がいると脱出者は主張している。北朝鮮政府はそのような政治囚収容所の存在を否定する。しかし過失による犯罪者を教育するセンター（教化所）はあることを認めている。

北朝鮮から出る情報はきわめて限られているにもかかわらず、本小委員会の注目に値する広範囲にわたる人権侵害の十分な証拠が、北朝鮮には存在する。

### 北朝鮮人権状況に関するジョ ワネ発音

北朝鮮は、今朝デイビッド・ヴァイスブロート委員が言及したことを除けば、本小委員会で今まで一度も言及されたことのない国である。三年前クレール・パリー委員が、極東ロシアのキャンプや地域で働いていた北朝鮮労働者のケースを論じようとしたことがあっ

た。しかしその問題は恣意的拘禁についてのワーキンググループですでに討論されているという理由で彼女の願いは拒絶された。結局グループディスカッションは一度も開かれず、状況は非常に気がかりなものとして続いた。その歴史的背景は次のようなものであった。北朝鮮の人々がロシアのその地方に労働のため送られた。状況は人権の観点からみて急速に悪化した。生存状況は極度に残酷であり、朝鮮人労働者が避難場所を求めたとき、彼らは本国に送還されたようである。

決議（朝鮮民主主義人民共和国の人権状況）

差別防止と少数者保護に関する小委員会は、国連の尊厳なる諸原則、世界人権宣言、特にその第13章、朝鮮民主主義人民共和国も批准している「市民的および政治的権利に関する国際規約」、特にその第12章に導かれ、また国連人権委員会の1996 / 22の決議に照らし、朝鮮民主主義人民共和国が、公の手続きによる人権委員会の「考慮」下にある国々のリスト（E / CN , 4 / Sub , 2 / 1977 / 33）に入っていないことを確認して、

この国に特に多くの人を管理収容所に拘禁したり、自国を含むあらゆる国から出国や自国に戻る権利をうたった世界人権宣言第13条や、「市民的および政治的権利に関する国際規約」第12条の著しい違反（制限）があるなどの憂うべき人権侵害が起きているという執拗で共通した主張があることに留意して、

情報を得る事の実際的な不可能性または、この国を訪問してその国の人権状況に関する主張に根拠があるか否かを確かめ、実際に力を持っている法律とそれが履行さ

れている仕方についての情報を得ることの実際的な不可能性に深く留意して、

これとも関連して、朝鮮民主主義人民共和国が第1回定期報告を10年近くも提出していないことを嘆きつつ、

1. すべての人間が自国を含むあらゆる国から立ち去る権利と自国に帰る権利を保障した、世界人権宣言第13条ならびに「市民的および政治的権利に関する国際規約」第12条を十分に尊重するよう緊急に朝鮮民主主義人民共和国政府に求める。

2. その義務の履行と国連人権委員会への第1回の定期的な報告の提出をこれ以上遅延しないよう、そして人権の促進と保護を確実にする目的で国連によって樹立された手続きと事務に協力するよう朝鮮民主主義人民共和国政府に求める。

3. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況により大きな関心を向けるよう、そしてそれによってこの国の全住民が今のような孤立（隔絶）状態から脱する事が出来るよう国際社会に強く求める。4. 今ひとつ、朝鮮民主主義人民共和国

が現時点での食糧不足とその被害を克服できるよう、この国への援助の増大を国際社会に要請する。

## 北朝鮮政府の ICCPR からの脱退決定に関する北朝鮮代表団の声明

朝鮮民主主義人民共和国代表団は今期差別防止・少数者保護小委員会決議、E / CN、4 / Sub、2 / 1997 / L13 に関し、この決議の採用に関する北朝鮮政府の立場と我が政府によってとられた措置を表明する。

一言でいって、この決議は、本  
小委員会の何人かのメンバーと共  
謀して我が国に敵対する勢力が巧  
妙にデッチあげた政治的戦略（ペ  
テン）の産物である。彼らは我が  
国がその加盟国である"市民的政  
治的権利に関する国際規約

（ ICCPR ）"を悪用して、我が国の  
息の根を止めようともくろんでい  
る。

この決議の中に含まれている期  
限つき報告に関する限り、最初の  
報告は提出され、重視されてお  
り、また最初の期限つき報告は今  
まさに提出されようとしている。

ICCPR の第12条に示される権利

(移動および居住の自由...注)

は完全に我が国の関連する法律によって保障されている。

期限つき報告の提出が遅れている国は我が国だけではない。そのような国が約50あり、我が国よりももっと提出の遅れている国もいくつもある。

しかしながら、本決議の発起人らは我が国だけを選び、極秘裏に決議案を起草し、我が国代表団に一言の事前の通告も、相談もなく、それを提出した。

本決議の採択のゲームは、それ

が我が国に敵対する勢力による政治的目的の産物であることを立証している。彼らは我が国を差別し、我々の真実をトータルにゆがめ、人権問題を政治利用化した。ICCPRの一員としての我が国の地位が、彼らの邪悪な政治目的のために敵対勢力によってかなり悪用されたことが明らかである以上、我々はこの規約に拘束される理由をもはや見いだすことができない。

したがって我が国政府は我が国の主権と尊厳を守る対抗措置として、第一に、我が国に悪用された

"市民的政治的権利に関する国際規約"から脱退する。

この点について我が国の外務大臣は、本規約からの脱退を決めた我が政府決定の後半部を伝える国連事務総長あての1997年8月25日付の手紙を送った。第二に、1997年9月30日第16期子供の権利委員会までに提出が義務づけられている、子供の権利条約の実行に関する我が国の報告に対する考慮を当分のあいだ延期する。

この点について、我が国政府は第16期に代表団を送らないことを決定した。

我が国政府は ICCPR から脱退を  
余儀なくされたが、わが政府は今  
まで通り本規約のすべての権利を  
我が国市民に完全に保障するであ  
ろう。

我が国は今後とも "人権の保護"  
を口実にして、我が国の主権と尊  
厳を損ない、社会主義システムの  
息の根を止めようとするいかなる  
試みも容赦しないであろう。また  
これらの試みに対するより断乎と  
した対抗手段をとるであろう。

ジュネーブにて 1997 年 8 月 28 日

国際規約の第 40 章、第 4 項に

もとづいて人権委員会によって採用された一般的意見

1、市民的政治的権利に関する国際規約（ ICCP ）は終了に関するいかなる規定ももっていない。また廃棄や脱退規定も備えていない。それゆえに、終了、廃棄または脱退の可能性は「条約法に関するウィーン協約」に反映された国際慣習法の適用可能なルールに照らして検討されなければならない。この基礎の上に、本規約は当事諸国（締結諸国）が廃棄通告または脱退の可能性を承認する意向であること、またはそのようにする権利

が条約の性質から暗示されていることが立証されない限り、廃棄または脱退の対象にならない。

2、本規約当事諸国が、廃棄の可能性を認めなかったこと、また廃棄への言及を省いたことが彼らの単なるミスでなかったことは、次のような事実によって証明されている。すなわち本規約の第41条2項はその趣旨を文書で通告することによって、国家間の通報を検討する人権委員会の権限の受諾に対する撤回を加盟国に認めてはいるが、本規約の廃棄または本規約からの脱退に関する条項はない。そ

の上、本規約と同時に協議され、採択された本規約の選択議定書は、締結諸国にその廃棄を許している。他の条約と比較してみよう。本規約の一年前に採択された"あらゆる形態の人種差別撤廃条約"は明らかに廃棄を認めている。それゆえ本規約の立案者たちは、廃棄の可能性を意識的に除外していたと結論することができる。同じ結論は廃棄の条項が意識的に省かれている本規約の第二選択議定書（死刑廃止を目指す・・・注）にもあてはめることができる。

3、さらに、本規約がその本性上、廃棄の権利を含むタイプの条約でないことは明らかである。同時に準備され締結された経済的社会的文化的権利に関する国際規約と共に、本規約は世界人権宣言に体现されている不変的な人権を条約の形に成文化したものであり、"国際人権章典"としてしばしば言及される三つの文書（世界人権宣言と二つの国際規約・・・注）の一つである。そのようなものとして、本規約はそのような（廃棄できないという）趣旨を特にうたった規定を欠いてはいるが、廃棄の

権利が許容されるようなタイプの条約にみられる一時しのぎの性格はもっていない。

4、本規約に体现される権利は締約国の領土に住むすべての人々に属する。人権委員会は長年の実践によって証明されているように、次のような見解を一貫して堅持してきた。すなわち、ひとたびその国民が本規約の権利の保護を受けた以上、そのような保護は領土と共に相続され彼らに適用され続ける。たとえ締約国の政府が変わろうとも。この変化にはその国の分断、またはその国の相続または本

規約によって保障される権利を彼らから奪おうともくろむ締約国の、以後のあらゆる行動が含まれる。

5、したがって本委員会は次の見解を堅持する。国際法は本規約を批准、または加入、または継承した国が、それを廃棄したり、そこから脱退することを許さない、と。

## 活動記録（1997年9～11月）

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会の活動

この3ヵ月は守る会にとってと

りわけ多忙な時期であった。

9月9日、日朝赤十字連絡協議会は北京で日本人配偶者の故郷訪問に関する合意書を発表した。その日の夜、内容を知った私たちは怒りにふるえた。毎回の人数を10名から15名程度にすると合意したというのである。船までも使うと言いながら。「全員・早期」という守る会の再三の要求は全く無視された形になった。9月12日、記者会見をもった。日本人妻（配偶者）問題で前から準備をしてきた記者会見が、怒りの記者会見に変わった。日本人妻を姉に持つ岩手

県在住の泉芳子さんの訴えと、帰国直後 1960 年代初期にいち早く里帰りを求め、行方不明になったという北川民子さん（有名なテノール歌手永田絃次郎 = 金永吉氏夫人）一家の消息を尋ねる知人小沢知子さんの訴えが、この日の記者会見のメインであった。2年前に音信が途絶えた姉（62歳）の生死の確認と、その姉が里帰り対象者リストに入っているかどうかを知りたいという姉思いの泉さんの訴えは、彼女が意を決してお姉さんの名前を明らかにしたとき、クライマックスに達した。それがどれ

ほど勇気ある行為であるかを知っている会場はその瞬間深い感動に包まれた。

9月21日守る会事務所に電話が入った。九州に住むAさんから、日本から昔北朝鮮に帰国した姉一家（李00氏一家）が中国に脱出し、夫が中国官憲に捕まってしまった、姉一家の救出に援助と助言がほしいというものであった。守る会の「北朝鮮脱出者生活・保護基金」担当者がソウルの市民連合と連絡をとり、協力を得て、今日までに救出に当たっている。

この時期の守る会の最大の活動

は、10月24日から11月2日までの10日間、ソウルから鄭箕海氏と安明哲氏の二人の亡命者を日本に招き、全国六カ所で北朝鮮の強制収容所の実態、帰国者の受けた差別、日本人妻の悲惨な状況などを訴えてもらったことである。多くの人の協力を得て東京、大阪、広島、福岡、仙台、新潟の六大都市で講演会を開催した。この時期にこのような大がかりな亡命者による講演活動を開催することは、春以来の念願であり、今年度の守る会の活動方針でもあった。秋には金正日体制が発足すると予想され

ており、私たちは強制収容所の  
大々的な暴露でそれに応えようと  
決意していた。それを実行したの  
である。二人の亡命者と私たちの  
頑張りは、ついにピョンヤン放送  
を動かした。ただし彼らは悪罵を  
もって私たちの講演活動を報じ  
た。私たちの講演活動のためなの  
か、当初10月下旬に予想されてい  
た日本人妻第一陣の里帰りは、11  
月8日から一週間となった。

その8日、守る会は「日本人妻  
15人の里帰りにさいして」という  
声明を発表した。15人という少人  
数、それも北朝鮮政府の意にかな

った人たちからなる里帰りは、人道的立場とはとても言えず、政治的取引の道具以外の何物でもないことを厳しく批判し、人数と回数を大幅に増やすこと、高齢者や病弱者を優先すること、日本人夫や子供たちも加えるべきこと、帰国者全員の日本への自由往来を早期に実現すべきことなどを、重ねて要求した。たった一週間の第一陣の里帰りは、予想通りの、自由にものが言えないまま終わった。

「いろいろ苦勞しました」の一言も聞かれない里帰りであった。しかし、そんな中にも一つのドラマ

があった。帰国後早い時期に、肅清された噂のある著名な声楽家を夫にもち、同じく肅清された有名なテノール歌手、前述の永田絃次郎 = 金永吉さん一家を知っている日本人妻が15人の中にいたのである。複数のマスコミが本人に夫の死因や永田絃次郎さんのことを質問したところ、肅清はデマだと否定し、永田という人は知らないと答えたという。真実は言いたくないとしても、せめて沈黙で答えてほしかった。故人を二度殺すような偽りは言ってほしくはなかった。痛ましい出来事であった。

第一回の里帰りは余りにも問題が多すぎた。このやり方を固定しないように、そして大胆に改善するように、守る会は日本側実務者たちに申し入れることにした。

## 活動記録（1997年9～11月）

### 北韓同胞の生命と人権を守る 市民連合の活動

9月上旬「北韓同胞の生命と人権を守る市民聯合」（以下「市民聯合」と略称）は日本の「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」から一通の手紙を受け取った。対北朝鮮キャンペーンに賛同すること

を知らせてきたエクアドル所在ラテンアメリカ人権協会の手紙がそれである。9月下旬にはイタリア、トリエステ所在人権法国際研究所が、彼等の事業を通じ、北朝鮮の政治犯を助けようとしている事を知らせてきた。

また9月下旬には、中国に脱出した脱北者一家族から救援を要請する伝達を受けた。「市民聯合」は「守る会」と共に対策を講究中である。この救援要請は「市民聯合」が接受した数多くの救援要請中の一つである。

去る10月1日、中国の改正刑法

が発動されると同時に、脱出した北朝鮮難民の境遇が著しく困難になっている。刑法が改正されたとき国境管理妨害罪が新設されたので、密出入国者を助ける一切の行為が懲罰の対象になるために、現地人たちが北朝鮮難民を良く助けようとしなないためである。

「市民聯合」会員たちの研究活動が活気を帯びている。去る5月、在外脱北者に対する保護義務に付いての学術討論会が開催され、続いて9月と11月にも学術討論会が開催された。9月の学術討論会の主題は、北朝鮮の人権状況

を改善させるにおいてNGOは如何なる役割を遂行しえるかというものであり、11月の学術討論会の主題は、北朝鮮の国際人権規約脱退の法的効果であった。

「市民聯合」の女性会員たちが中心になって国内脱北者の家庭に家具・寝具・衣類・食器を提供する事業が開始された。